更生指導台帳情報等の外部提供の流れ

- ・他の行政機関等に保有個人情報を提供することについて、相当又は特別な理由があると判断できるか、関係部署と慎重に協議する。また、必要に応じて、個人情報保護委員会へ助言を求める。
- ・利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、
- 利用が思寺について徒供元との间で音風を取り文**り**り ・提供生に対し、次に掲げる措置を講ずスよう式める
- (1)利用目的又は方法の制限
- (2)取扱者の範囲の限定
- (3)第三者への再提供の制限又は禁止
- (4)消去、返却等利用後の取扱いの指揮
- (6)訂正の決定を行った場合において、当該訂正に応じる
- ・必要があると認めるときは、外部提供を行う前又は随時に実地の調 等を行うことにより、当該措置の状況を確認し、その結果を記録する。
- ・埋仕する個人情報の取扱者を指定する

・添付ファイル暗号化・複数人が立ち合いのも と送信

新宿区(福祉部 障害者福祉課)

【区イントラPC (情報システム課管理) **】**

②手帳番号をキーに、障害 者福祉システムのデータと 未連携データと突合

障害者福祉システム

身体障害者更生指導台帳から基本4 情報(氏名、生年月日、性別、住 所)及び死亡、他県転出(国外転 出・職権消除含む)データ

知的障害者更生指導台帳から基本 3情報(氏名、生年月日、住所) 及び死亡、他県転出(国外転出・ 職権消除含む)データ

⑦住所変更等未届者への届 け出勧奨等 ①未連携データの提供(Excelデータ)

・添付ファイル暗号化 ・複数人が立ち合いのも と送信



③突合して一致したポータを送付(Excelデータ)

・添付ファイル暗号化・複数人が立ち合いのもと送信



⑥連携済結果及び未連携者について、情報提供(Excelデータ)

LGWAN回線を用いたメール ※インターネット回線は利 用しない。 (資料84-1)

東京都

(福祉局障害者施策推進部 施設サービス支援課)

【東京都PC】

身体障害者手帳 交付等事務シス テム

身体障害者手帳・愛の手帳と 個人番号の未連携者データ (手帳番号、手帳発行者、初 回手帳交付年月日、手帳再交 付年月日、漢字氏名、カナ氏 名、住所、生年月日、性別(身 体のみ)、自治体コード

- ④区市町村から提供されたデータの統合(Excelデータ)
- ⑤統合データから死亡等のデータ を削除

住基ネット (総務局) へ一斉照会 個人番号を取得し、手帳情報に取り込み